

令和5年度参考資料

< 頁 >

1	令和5年度家庭教育学級開設要項	1
2	令和5年家庭教育学級中央公民館推薦テーマ	3
3	令和5年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項	8
4	令和5年度青少年体験学習事業開設要項	10
5	令和5年度青少年体験学習事業「ステンドグラス制作体験教室」開催要項	12
6	大船渡市スクールガード配置事業実施要項	14
7	大船渡市学校支援事業実施要項	16
8	令和5年度スクールガード配置事業及び令和5年度学校支援事業実施状況	18
9	大船渡市学校運営協議会規則	21

令和5年度 家庭教育学級開設要項

1 趣 旨

少子高齢化や人口減少により地域コミュニティの活力が低下し、家庭や地域の教育力の低下が懸念されている。

加えて、情報化の進展等と並行して生活環境が大きく変化している中で、子どもたちの健全な成長を支えていくためには、保護者、学校、地域の連携がますます重要になっている。

こうしたことから、中央公民館、小・中学校、こども園・保育園・幼稚園、PTA、子育て支援団体等の関係団体が連携して、保護者及び地域住民に対し、家庭や地域の教育的役割や子育ての問題等に関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開設する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対 象

- (1) 小・中学校：各学校の児童生徒の保護者、教職員、児童生徒及び地域住民
- (2) こども園・保育園・幼稚園：園児等の保護者、教職員等
- (3) 市内子育て支援団体のイベント参加者

4 実施ローテーション

	小学校及び中学校	幼稚園、保育園及びこども園
R 5	猪川小、越喜来小、 東朋中学校区（赤崎小・綾里小・東朋中）	盛こども園、海の星幼稚園、 蛸ノ浦保育園、吉浜こども園
R 6	盛小、日頃市小、第一中、 末崎中学校区（末崎小・末崎中）	明和保育園、いかわこども園、 立根こども園、越喜来こども園
R 7	立根小、吉浜小、大船渡中学校区（大船 渡小・大船渡北小・大船渡中）	大船渡保育園、末崎こども園、あかさき こども園、日頃市保育園、綾里こども園

※ 実施予定外の小・中学校・こども園等においても、希望がある場合は予算の範囲内で実施を可能とする。

5 内 容

(1) 実施期間

令和5年5月上旬から令和6年2月上旬まで

(2) 学習テーマ及び講師の選定

- ① テーマ及び講師の選定は、主に別紙「中央公民館推薦テーマ」からの選択とし、任意のテーマを選定する場合は、学習事業としての趣旨に沿うよう、対象小・中学校・こども園等と中央公民館とで事前協議する。
- ② 講師との連絡調整は中央公民館で行うこととし、対象小・中学校・こども園等はテーマ及び講師等を別紙希望調査票に記入し、中央公民館に提出する。

6 経 費

事業に要する経費のうち、講師謝金、旅費については、予算の範囲内で中央公民館が負担する。
なお、謝金及び旅費に係る講師との調整は、中央公民館が行う。

(1) 講師謝金

講師謝金の額は、教育委員会で定める支給基準による。

(2) 旅費等

講師が市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、対象小・中学校・こども園等と中央公民館とで別途協議する。

また、旅費支給は、盛岡市と当市の往復バス運賃を目安とする。宿泊費は、前泊または後泊の1回分とする。

7 運 営

(1) 中央公民館

対象小・中学校・こども園等に情報を提供し、円滑な運営を支援する。

- ① 講師の選定等に係る情報を提供する。
- ② 講師依頼文書や礼状を送付する。
- ③ 講演資料、アンケート用紙や演題等を印刷する。
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）を準備する。
- ⑤ 学習終了後のアンケートを実施する。
- ⑥ 講師謝金等の支払手続きをする。
- ⑦ アンケートを集計し、講座の成果や課題を整理する。

(2) 対象小・中学校・こども園等

- ① 小・中学校合同での実施を希望する場合、事務局校を決定する。
- ② 中央公民館と打合せの上、内容・実施方法・日程等に係る希望調査票を作成する。
- ③ 参加者の募集や取りまとめ、当日の役割分担等を計画する。
- ④ 中央公民館が実施するアンケートの収集に協力する。
- ⑤ 実施結果について、別紙実施報告書を中央公民館に提出する。

8 その他

(1) 予算配分について

事業全体で講師謝金等の予算が不足した場合は、先に希望調査票の提出があったところを優先とする。

中央公民館推薦テーマ

I 親子のためのおカネ教室 ～こどもの金銭感覚を養う方法～

1 現状と課題

こどもにとって、成長過程で、適切な金銭感覚を身につけることは、自立のために必要なことです。

しかし、近年では、課金システムのゲームソフトの普及や、娯楽目的での情報機器・配信サービスの使用等、こどもが望むお金の使い道も変化しており、保護者自身の経験だけでは、しつけが難しい状況も発生していると思われます。

また、保護者を含む現役世代を取り巻く状況も、年金の運用を自分で選択する確定拠出年金の制度が広がる等、新しい考え方や対応が必要となっています。

2 講座の意図

この講座では、こどもが将来の自立のために、適切な金銭感覚を身に付けられるよう、可能な限り、親子で一緒に参加していただきます。

保護者には、家庭の中で役立つ知識や習慣についての講話を聴いていただき、こどもには、自発的なお金の管理を意識してもらうためのレクレーションを取り入れた講座を実施する等、今後の家庭での生活に生かしていただくことを目的とします。

3 開催様式（及び対象）

親子レク方式(親子：小学校単独、中学校単独) 60分～90分程度

4 想定アプローチ例

- (1) 小学生：こづかいシミュレーションゲーム(親子レクでこづかい管理の方法について学ぶ)
- (2) 中学生：ライフプランを考えよう(家計管理シミュレーションで将来の生活をイメージ)
- (3) こどもに貯金習慣を身に付けてもらうコツについて
- (4) こどもにこづかい管理を教える際のコツについて
- (5) 家庭でできるお金の教育Q&A ほか

5 過去の実施実績

岩手県金融広報アドバイザー 戸田 節子 氏（立根小学校・第一中学校区、R2.11.5、60分）

Ⅱ となりの凸凹さん ～おとなが知っておきたい「発達障がい」の話～

1 現状と課題

このところ、テレビ等で、いわゆる「発達障がい」についての特集番組が放映される等、関心が高まっており、その背景には、こどもだけでなく大人になっても、困難を抱えたままの人が相当数いることが分かってきたことがあります。

発達障がいの当事者にとっては、なるべく早い段階で、本人の特性に応じた教育や訓練を受けることがその後の様々な社会適応に有効だと言われています。

しかし、家族や当事者本人にとって、「障がい」という言葉が受け入れがたいために葛藤したり、周囲も対応方法が分からずストレスを抱えてしまうことが多々あるほか、世間にあふれる断片的な情報が、誤解や偏見を生む原因にもなりえる等、多くの課題があります。

2 講座の意図

この講座では、いわゆる「発達障がい」について正しく理解することを目的としています。そのため、障がいについての医学的な内容だけでなく、当事者の苦手なことと得意なことの両面性や、幼年期から成人期以降の事例を分かりやすく取り上げます。

また、様々な立場からも、良好な関係を作り上げるヒントを紹介します。

3 開催様式(及び対象)

- (1) 講演会（保護者：こども園等、小学校単独、中学校単独、中学校区合同）60分～90分程度
- (2) ワークショップ（保護者：こども園等、小学校単独、中学校単独、中学校区合同）60分～90分程度

4 想定アプローチ例

- (1) 「障がい」の主な分類と特徴について（ADHD、自閉症スペクトラム、LD、等）
- (2) 「個性」と「障がい」、「健常」と「障がい」の境界はあるの？（スペクトラムの概念）
- (3) 当事者の困りごと&周囲の誤解あるある（年代別事例、人間関係、協調運動、感覚過敏等）

5 過去の実施実績

- (1) 岩手医科大学児童精神科心理士 小川 香織 氏（盛小学校、R3.12.7、90分）
- (2) 岩手医科大学いわてこどもケアセンター主任臨床心理士 三浦 光子 氏（猪川小学校、R4.12.1、90分）

Ⅲ ペアレンタルコントロール実習

～ゲーム機・スマホ・タブレットを家で使うときに覚えておきたいこと～

1 現状の課題

現代のこどもにとって、ICT機器を使いこなすことは学業上も、その後の社会生活上でも必須のこととされる一方、スマホやタブレット、インターネット接続機能を備えたゲーム機等、ICT機器がもたらす負の影響も懸念されています。

過去の家庭教育学級において、睡眠時間の減少、依存症的な没頭、SNS等でのイジメや犯罪被害等、医療や警察、教育関係者からそれぞれ指摘がなされてきましたが、受講した保護者からは、「利用にリスクがあるのは分かったが、実践のための具体的な知識や手段がない」という声が寄せられる等、講座内容の実践に課題があったところです。

(過去のアンケートコメント例：「使いすぎが良くないことは分かっているが、こどもに言ってもきかない」、「危ないことには使ってほしくないが、すでにこどもの方が詳しくなってしまった」、「こどもが何をしているのか、もう理解できない」等)

2 講座の意図

ペアレンタルコントロールとは、こどものICT機器の使用において、保護者が一定の制限や管理を行うことです。

ICT機器の負の側面を軽減し、ICT機器と適切な距離感を保つために、モラルや恐怖心に訴えるのではなく、ICT機器や機能について、個別具体的な対処方法を学ぶ実習的な機会を設けます。

また、機器の持ち込みを前提とした実習形式とすることで、参加者が機器の使用方法をその場で学び、すぐに実践できることを目的とします。

3 開催様式(及び対象)

講演+実習(実機をその場で操作する) 90分程度

4 想定アプローチ例

- (1) こどもにICT機器を与える前に準備すること
- (2) 家庭内での使用ルールの決め方、家族間の相談の重要性について
- (3) OSごとのペアレンタルコントロール機能(任天堂switch、iPhone・iPad、Android端末)
- (4) 機能別のペアレンタルコントロール機能(インターネット検索、使用時間、ダウンロードの制限法等)

5 過去の実施実績

- (1) 一般社団法人トナリノ 職員(日頃市小学校、R3. 11. 30、60分)
- (2) 同上(立根小学校、R4. 11. 1、90分)
- (3) 同上(盛小学校、R4. 12. 1、90分)

IV ごはん・はみがき・あさうんち～こどもの口からおしりまでの話～

(※このテーマは、こども園・保育園・幼稚園が対象です)

1 現状の課題

核家族化や食生活の欧米化等が言われて久しいですが、こどもをめぐる環境については、現在でも課題が多いことから、こどもの生活習慣に関わる課題について、関連する知識と技術を習得する機会が必要となっています。

2 講座の意図

この講座では、こどもの健全な成長に欠かせない食事、虫歯にならないための歯みがき習慣、健康的な排泄のしくみ等について、改めて学ぶ機会を提供します。

3 開催様式(及び対象)

(1) 食育講演会（保護者：こども園等）45分～60分程度

(2) 歯みがき講演会&親子講習会（親子：こども園等）45分～90分程度

※ 講演会は保護者のみを対象とし、その間、こどもたちは、それぞれの教室で活動する等の方式を想定しています。

(3) おなかげんききょうしつ（親子：こども園等）45分～60分程度

4 想定アプローチ例

(1) こどもの肥満と食生活について

(2) こどもと一緒に歯みがき実技指導

(3) 模型とイラストとアニメで学ぼうんちのしくみ ほか

5 過去の実施実績

(1) 大船渡市 栄養士 岡崎 暁子 氏による食育指導（明和保育園、H30.10.17、60分）

(2) 綾里歯科診療所 所長 熊谷 優志 氏による歯磨き指導（綾里こども園、H28.6.11、45分）

(3) 同上（吉浜こども園、H29.6.17、45分）

(4) 同上（蛸ノ浦保育園、H30.2.17、45分）

(5) 同上（綾里こども園、H30.6.20、45分）

(6) 大船渡ヤクルト販売株式会社木下 理映 氏による食育指導（赤崎保育園、R1.10.23、45分）

(7) 同上（明和保育園、R3.10.20、45分）

(8) 同上（綾里こども園、R4.6.25、45分）

(9) 同上（あかさきこども園、R4.10.5、45分）

V かもしか号がやってくる ～親子で読み聞かせと読書体験～

(※このテーマは、こども園・保育園・幼稚園が対象です)

1 現状の課題

スマートフォンやタブレットが家庭に普及し、YouTubeやTikTokなどに代表される、アルゴリズムに推薦された短い動画を連続視聴するという、ファストなメディア消費の習慣が社会に定着しつつあります。

一方で、図書を借りて読むという従来からの習慣は、テレビ、ゲーム、インターネットと新たなメディアや娯楽が登場する度、その縮小が指摘されてきました。

2 講座の意図

親子で図書を選ぶ、読む、読み聞かせるという、従来型のスローな習慣に取り組む機会を設け、家庭内に読書習慣を取り入れ、昨今のファストなメディア消費とバランスのとれた生活習慣の形成を後押しします。

また、実際に図書を借り、その後に返却に行くことで、図書館及び移動図書館車「かもしか号」の利用を促進すると共に、子育て世代の居場所の一つとして市立図書館を活用してもらいます。

3 開催様式(及び対象)

親子参加型

4 想定アプローチ例

- (1) 申請書を事前に保護者に配布し、取りまとめの上、園児の図書カードを事前に作成
- (2) 当日、市立図書館の移動図書館車「かもしか号」を園に派遣
- (3) 市立図書館の職員による読書案内と読み聞かせの実演
- (4) 「かもしか号」での図書貸出による、家庭への図書の持ち帰り

5 過去の実施実績

祖父母への読み聞かせ指導と移動図書館車体験（日頃市保育園、R5. 2. 27、60分）

令和5年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項

1 趣 旨

国際化の進展に対応し、次代を担う子どもたちの国際コミュニケーション能力の育成や、国際理解の促進に資することを目的として、楽しみながら基礎的な英語を学び、異文化交流を図る機会を提供する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日 時

令和5年6月24日（土）※予備日：7月15日（土）

(1) 第1部（未就学児）：午前9時30分～午前10時30分

(2) 第2部（小学校1、2年生）：午前11時～正午

4 会 場

大船渡市民交流館・カメラアホール

5 対象及び定員

(1) 対象

市内在住の以下の要件に該当する子及び保護者

① 未就学児：平成29年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた子

※ 保育園等におけるクラスが「年中」「年長」の園児

② 小学校1、2年生

(2) 定員 20組40人程度（各10組）

(3) その他

① 保護者同伴とする。

② 応募多数の場合は、抽選とする。

6 カリキュラムの概要

(1) 英会話、ゲームなど英語に触れる活動を行う。

(2) 未就学児と小学生の時間帯を分け、能力に応じた内容で活動を行う。

7 参加費

無料

8 持ち物

飲み物

9 周知

広報大船渡・市ホームページに関連記事を掲載するほか、報道機関に情報提供する。併せて、市内こども園、保育園、幼稚園及び小学校への案内も行う。

10 参加申込

(1) 申込方法

電話または申込フォームで中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

6月5日（月）

※ 電話は、平日午前9時から午後5時までとする。

11 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166

申込フォーム



令和5年度青少年体験学習事業開設要項

1 趣旨

少子高齢化が進行する中、地域の次代を担う青少年育成の重要度は年々増している。

本事業においては、学校や家庭等では得ることが難しい体験を通じて、青少年の自主性と未知への好奇心を育むことで、将来世代が生きる力を身につけるきっかけづくりを目的とした講座を実施する。

2 主催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対象

市内未就学児・小中学生及び保護者

（ただし、高校生や保護者、地域住民等も、事業趣旨に適した範囲で参加可能とする。）

4 実施内容

(1) 実施期間 令和5年6月から令和5年12月

(2) 実施回数 2回程度

(3) 講座のテーマ設定

講座は、原則として次の各項要件を満たすテーマを実施する。ただし、必要に応じ、前年度に開催した講座も行うことができるものとする。

- ① 当市やその近隣地域では体験することが難しい先進的な分野や、高度な文化的素養が必要な分野の体験
- ② 成就感・達成感をもたらし、自主性・向上心を育む体験
- ③ 未就学児/小学生/中学生の対象年代ごとに参加可能な講座であること
- ④ 募集範囲は、全市的であること

5 経費

(1) 講師謝金

本市で定める支給基準により支給する。

(2) 旅費等

講師が、市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、市の旅費規程によりこれを支給する。

(3) 参加費

参加に伴い必要となる原材料費や資料代等は、参加者の自己負担（参加費）を原則とし、徴収する。

6 運営

本事業の運営は、次のとおり実施する。

(1) 中央公民館

- ① 講座の周知活動
- ② 参加者の取りまとめ
- ③ 講座資料等配布物の準備
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の準備
- ⑤ 参加費が発生する場合の取りまとめと支払
- ⑥ 講師謝金及び旅費等の支払手続
- ⑦ アンケートの集計、成果及び課題の整理

(2) 講師

講座及び配布資料等の提供

(3) 会場

カメラアホール等市内公共施設

令和5年度青少年体験学習事業
「ステンドグラス制作体験教室」開催要項

1 目的

ステンドグラス制作体験を通じて美的な創造性を発揮するとともに、学校や家庭で体験する機会のない事柄への挑戦心を養う。

2 主催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日程及び内容

日程	テーマ	内容	講師
令和5年 7月1日（土） ①10：00～12：00 ②13：00～15：00	ステンド グラス 制作体験	オーナメント制作 （星またはりんご）	アトリエガラス 鈴木 摩耶子 氏 （助手：鈴木 道也 氏）

4 会場

大船渡市立三陸公民館

5 対象

市内在住の小学4年生～中学3年生及び保護者

6 定員

10組（午前5組／午後5組、20人程度）

※ 保護者と子どもで1組とする。

※ 人数超過の場合、抽選とする。

7 参加費

1組1,500円

8 持ち物

軍手、はさみ、マスク、エプロン、汚れてもいい服装

9 周知方法

新聞等への掲載依頼や市内各小中学校、公共機関等へのポスター・チラシの配布、市の広報等を通じてPR

10 参加申込

(1) 申込方法

電話、または申込フォームから中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

令和5年6月15日(木)

※ 電話は、平日午前9時から午後5時までとする。

11 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166

申込フォーム



大船渡市スクールガード配置事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

登下校時の児童生徒の安全を確保するためのスクールガードに地域住民が参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識の向上を図

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 任期

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

4 スクールガードの種類

配置するスクールガードの種類は、次のとおりとする。

- (1) スクールバス搭乗型（スクールバスに同乗し、登下校時の安全管理を行う）
- (2) 通学路巡回型（下校時に通学路を車両で巡回し、安全を監視する）
- (3) 引率型（集団で登下校する児童・生徒に同行、または定点での安全を監視する）

5 配置の要件

配置希望人数は問わないが、予算の範囲内で調整することがある。

- (1) 活動日は、月曜日から金曜日とする。（夏期休業、冬期休業を除く）
- (2) 活動時間は、各校が指定するものとする。ただし、1人当たり1日3時間を超えないこととする。
- (3) 通学路巡回型は、原則として2人1組で乗車し、通学路を巡回するものとする。
なお、巡回に用いる車両はスクールガードが手配する。
- (4) スクールガードに活動実績に応じ、1時間当たり740円の謝金を支払うものとする。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

なお、謝金には次の経費を含むものとする。

- ① スクールバス搭乗型の市内旅費
- ② 通学路巡回型の車両経費

6 配置校の役割

スクールガードの配置校は、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民からスクールガードの候補者を選定し、協働まちづくり部生涯学習課に報告する。
- (2) スクールガードの活動実績を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。

(3) スクールガード、教職員及び生涯学習課との連絡調整を行う。

7 その他

配置するスクールガードは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

大船渡市学校支援事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、地域コーディネーター一等を配置し、学校支援活動の推進を図る。

(1) 学校教育の向上

- ① 地域の大人が学校の教育活動に関わり、多様な体験、経験の機会が増えることで、子どもたちの規範意識やふるさとへの帰属意識、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ② 多くの大人が学校教育活動に関わることで、より幅広い教育機会の提供を図る。
- ③ 地域住民の協力を得ることで、学校教育活動のさらなる充実を図る。

(2) 読書活動の推進

地域住民の支援により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 事業の内容

地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる学校支援を実施する。

4 実施期間

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

5 地域コーディネーターの役割

(1) 業務

- ① 学校と地域の連絡調整
 - ・学校のニーズにより、地域ボランティアの調整を行う。
- ② 活動の企画・調整・周知
 - ・地域ボランティアの情報収集、活動内容の調整、活動の様子を広く地域に周知する。

・地域ボランティアの関連情報や研修会等の学ぶ機会の情報を提供する。

③ 活動日報を作成し、担当校に提出する。

(2) 地域ボランティアの具体的な活動事例

① 授業補助（調理実習、ミシン等家庭科、技術工作等）

② 部活動の支援（部活動の指導補助等）

③ 環境整備（図書室、校庭など校内環境整備）

④ 学校行事支援（会場設営、運営の補助等）

※ ただし、学校により必要とされる活動が異なるため、この活動に限定されるものではない。

6 学校の役割

(1) 出勤簿、活動日報の管理

活動内容を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。

(2) 地域コーディネーター、教職員及び協働まちづくり部生涯学習課との連絡調整を行う。

7 経費

(1) 謝金

地域コーディネーターの活動に対し、1時間当たり900円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり225円とし、15分間未満は切捨てとする。

地域ボランティアの活動に対し、1時間あたり740円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

(2) 旅費

通常の活動における旅費は、支給しない。

8 その他

配置する地域コーディネーター及び地域ボランティアは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

○令和5年度スクールガード配置事業実施状況

スクールガード：10校に34人配置

- ① 引率型：盛小4人、大船渡小4人、末崎小2人、大船渡北小4人、綾里小3人、吉浜小10人
- ② 通学路巡回型：末崎小1人、赤崎小1人、猪川小1人、立根小2人、日頃市小1人
- ③ スクールバス添乗型：赤崎小1人

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	10校	32人	3～17日	504時間15分	15時間45分/人
5月	10校	31人	3～20日	620時間00分	20時間00分/人
計				1124時間15分	17時間53分/人

○令和5年度学校支援事業実施状況

地域コーディネーター：10校に9人配置、生涯学習課に1人配置

配置校：盛小、大船渡小、末崎小、赤崎小、立根小、日頃市小、綾里小、越喜来小、吉浜小、東朋中

※ 赤崎小、東朋中及び生涯学習課を兼務するコーディネーターがいるため、総数と異なる

【配置校】

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	10校	3人	1日	2時間45分	0時間55分/人
5月	10校	6人	1～4日	9時間15分	1時間33分/人
計				12時間00分	1時間20分/人

【生涯学習課】

	配置人数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	1人	1人	1日	3時間30分	3時間30分/人
5月	1人	0人	0日	0時間00分	0時間00分/人
計				3時間30分	3時間30分/人

地域ボランティア：15人

① 図書支援活動地域ボランティア：13校に13人配置

配置校：盛小1人、大船渡小2人、赤崎小2人、猪川小4人、立根小2人、
大船渡北小4人、綾里小3人、越喜来小2人、吉浜小1人、第一中4人、
大船渡中4人、末崎中3人、東朋中2人

※ 複数校兼務するボランティアがいるため、総数と異なる

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	13校	11人	1～14日	237時間45分	21時間37分/人
5月	13校	12人	1～15日	259時間00分	21時間35分/人
計				496時間45分	21時間36分/人

② 金管支援活動地域ボランティア（盛小2人配置）

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	1校	2人	2日	3時間00分	1時間30分/人
5月	1校	2人	2日	3時間00分	1時間30分/人
計				6時間00分	1時間30分/人

令和5年度学校支援事業

スクールガード、地域コーディネーター及び地域ボランティア配置状況一覧

【令和5年6月23日現在】

(単位：人)

学校名	スクールガード		地域コーディネーター		図書支援ボランティア		金管指導ボランティア		備考
	R5	前年度比	R5	前年度比	R5	前年度比	R5	前年度比	
盛小学校	4	△2	1	1	1	-	2	-	SG 1人謝金辞退 金管B 2人謝金辞退
大船渡小学校	4	-	1	1	2	-	0	-	
末崎小学校	3	-	1	-	0	-	0	-	
赤崎小学校	2	-	1	-	2	-	0	-	
猪川小学校	1	-	0	-	4	-	0	-	
立根小学校	2	-	1	-	2	1	0	-	
日頃市小学校	1	-	1	-	0	-	0	-	
大船渡北小学校	4	-	0	-	4	-	0	-	
綾里小学校	3	-	1	1	3	3	0	-	
越喜来小学校	0	-	1	1	2	-	0	-	図書B 1人謝金辞退
吉浜小学校	10	3	1	-	1	-	0	-	SG 1人謝金辞退
第一中学校	0	-	0	-	4	-	0	-	
大船渡中学校	0	△3	0	-	4	-	0	-	10月から、SG 3人配置予定
末崎中学校	0	-	0	-	3	-	0	-	
東朋中学校	0	-	1	-	2	-	0	-	
生涯学習課			1	-					
合計	34	△2	11	4	34	4	2	-	

※ 地域コーディネーター及び図書支援活動地域ボランティアは、複数校掛け持ちの方もいるため、延べ人数となります。

※ 地域コーディネーター登録人数：9人

※ 図書支援活動ボランティア登録人数：13人

大船渡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大船渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、児童生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）と学校との信頼関係を深め、連携を強化することにより学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(協議会の設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置く。

(基本的な方針の承認)

第4条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の教職員の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、個人を特定した意見でないものであって、学校運営の基本方針の実現に資するもの又は学校の教育上の課題を踏まえた建設的なものに限るものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は岩手県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報発信)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員は一つの対象学校につき15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の通学区域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬の額及び支給方法については、予算の範囲内で別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。ただし、対象学校の校長その他の教職員は、会長となることはできない。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、会長が指名される前に招集する会議は、対象学校の校長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者(次項において「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合は、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。